

# 6

## 幼稚園、認定こども園の預かり保育

### 1 預かり保育の無償化

幼稚園、認定こども園の預かり保育または認可外保育施設等の預かり保育の無償化の対象となるためには、1号認定に加え、施設等利用給付認定（新2号認定、新3号認定）を受ける必要があります。

利用している幼稚園、認定こども園の預かり保育実施時間が平日8時間（教育時間を含む）または、年間（平日・長期休業中・休日の合計）200日以上実施していない場合、その代わりとして利用する認可外保育施設などの利用について、無償化の対象となります。

\*施設等利用給付認定については、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、こども課までご確認ください。

**【対象施設】** 幼稚園、認定こども園（預かり保育・教育利用）

**【対象児】** 1号認定

新2号認定、新3号認定（保育の必要性がある方・施設等利用給付認定）

新3号	0~2歳児 (クラス年齢)	住民税 課税世帯	無償化の対象外
		住民税 非課税世帯	11,300円/月まで無償*
新2号	3~5歳児(クラス年齢)		

\*満3歳児（新3号認定）になった後の最初の3月31日までは、16,300円まで無償。

### 2 利用金額の算定イメージ

利用日数に応じて月額給付上限は変動します（450円×利用日数）

利用日数	上限額	利用料	実際の償還される額	負担額
10日	4,500円	4,000円	4,000円	0円
20日	9,000円	9,500円	9,000円	500円

### 3 償還払いの手続きイメージ

